

決算の状況

■ 貸借対照表

(単位：百万円)

	平成18年度 (平成19年3月31日現在)	平成19年度 (平成20年3月31日現在)		平成18年度 (平成19年3月31日現在)	平成19年度 (平成20年3月31日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
現金	673	734	貯金	789,370	826,716
預け金	467,349	487,976	当座貯金	5,489	5,814
系統預け金	467,040	487,702	普通貯金	2,978	2,379
系統外預け金	308	273	貯蓄貯金	53	61
買入金銭債権	—	500	通知貯金	3,120	2,645
金銭の信託	37,060	41,689	別段貯金	182	360
有価証券	216,470	213,932	定期貯金	777,535	815,444
国債	73,730	65,446	その他の貯金	10	12
地方債	3,454	3,479	借入金	2,513	2,513
政府保証債	356	356	代理業務勘定	63	605
金融債	67,032	77,985	その他負債	1,935	2,354
社債	12,071	14,181	貸付留保金	27	52
外国証券	37,234	38,230	未払法人税等	367	6
株式	6,655	4,733	貯金利子諸税その他	12	14
受益証券	15,934	9,519	従業員預り金	32	33
貸出金	87,344	91,537	仮受金	9	435
手形貸付	3,756	1,548	未払費用	937	1,785
証書貸付	57,892	64,885	前受収益	16	9
当座貸越	7,038	6,403	未決済為替借	530	18
金融機関貸付	18,658	18,700	諸引当金	1,256	1,258
その他資産	2,121	2,142	相互援助積立金	799	871
従業員貸付金	19	16	賞与引当金	11	11
差入保証金	2	2	退職給付引当金	445	376
仮払金	36	178	債務保証	613	564
その他の資産	217	162	負債の部合計	795,752	834,012
未収収益	1,097	1,525	(純資産の部)		
未決済為替貸	747	258	出資金	16,641	17,029
固定資産	1,170	1,153	(うち後配出資金)	(8,655)	(9,044)
有形固定資産	1,168	1,151	回転出資金	807	947
無形固定資産	1	1	再評価積立金	1	1
外部出資	19,152	27,096	利益剰余金	19,966	19,983
系統出資	18,254	26,198	利益準備金	7,305	7,615
系統外出資	897	897	その他利益剰余金	12,661	12,368
繰延税金資産	730	1,938	電算対策積立金	1,300	1,300
債務保証見返	613	564	特別積立金	7,850	8,350
貸倒引当金	△464	△512	当期末処分剰余金	3,511	2,718
			(うち当期剰余金)	(1,538)	(622)
			会員資本合計	37,416	37,961
			その他有価証券評価差額金	△947	△3,220
			評価・換算差額等合計	△947	△3,220
			純資産の部合計	36,469	34,740
資産の部合計	832,221	868,753	負債及び純資産の部合計	832,221	868,753

■ 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成18年度	平成19年度
	(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)	(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)
経 常 収 益	10,192	12,244
資 金 運 用 収 益	7,782	9,185
（うち貸出金利息）	(1,091)	(1,289)
（うち預金利息）	(3,809)	(5,162)
（うち有価証券利息配当金）	(2,881)	(2,729)
役 務 取 引 等 収 益	848	834
そ の 他 事 業 収 益	440	983
そ の 他 経 常 収 益	1,120	1,240
経 常 費 用	8,219	11,794
資 金 調 達 費 用	4,899	6,920
（うち貯金利息）	(4,868)	(6,882)
役 務 取 引 等 費 用	768	754
そ の 他 事 業 費 用	1,073	2,295
経 常 費 用	1,246	1,258
そ の 他 経 常 費 用	230	565
経 常 利 益	1,973	450
特 別 利 益	294	2
特 別 損 失	200	—
税 引 前 当 期 利 益	2,067	453
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	498	5
法 人 税 等 調 整 額	30	△ 175
当 期 剰 余 金	1,538	622
前 期 繰 越 剰 余 金	1,972	2,095
当 期 末 処 分 剰 余 金	3,511	2,718

(注) 「(うち預金利息)」には受取奨励金、受取特別配当金が、「(うち貯金利息)」には支払奨励金が含まれています。

■ 剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	平成18年度	平成19年度
	当 期 末 処 分 剰 余 金	3,511
剰 余 金 処 分 額	1,415	608
利 益 準 備 金	310	130
任 意 積 立 金	500	—
出 資 配 当 金	306	311
事 業 分 量 配 当 金	299	166
次 期 繰 越 剰 余 金	2,095	2,109

(注1) 普通出資金の配当率は2.5%、後配出資金の配当率は1.25%です。

(注2) 事業分量配当金の基準は次の通りです。

定期的貯金（特別定期貯金、中途解約及び期間1年超の定期貯金を除く）の平均残高から同貯金の担保差入れ期間に対応する平均残高及び当座貸越の平均残高を控除した金額に対し0.043%（平成18年度）、0.023%（平成19年度）。

【平成19年度 注記表】（自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日）

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準及び評価方法は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（平成11年1月22日企業会計審議会）に基づき、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。
 - ・ 売買目的の有価証券……時価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ 満期保有目的の債券……定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ その他有価証券
 - 時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 時価のないもの……取得原価法（売却原価は移動平均法により算定）なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4) デリバティブ取引の評価は時価法により行っております。
- (5) 有形固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行い資産から直接減額して計上しています。

建物及び設備	定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法）を採用しています。なお、主な耐用年数は、建物が 27 年～ 50 年、設備が 6 年～ 20 年です。
動 産	定率法を採用しています。なお、主な耐用年数は 4 年～ 15 年です。 なお、平成 19 年度税制改正に伴い、平成 19 年 4 月 1 日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前当期利益、ならびに貸借対照表へ与える影響は軽微であります。 また、当年度より、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存価格を 5 年間で均等償却しております。なお、これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。
- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち、自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5 年）に基づいて償却しています。
- (7) 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。

(8) 引当金の計上方法

①貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の評価および償却・引当細則」に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、取立不能見込額として債権額から直接減額した後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づき計上しております。

すべての債権は、「自己査定要領」に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する債権等のうち、貸出金については債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額とし、債務保証の履行により取得した求償権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として、債権額から直接減額しており、その金額（累計）は 167 百万円です。

②退職給付引当金

退職給付引当金については、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。

なお、当会は職員数 300 人未満の小規模企業等に該当するため、「退職給付会計に関する実務指針」により簡便法を採用しています。

③賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しています。

(9) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっています。

(10) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は個々の資産の取得原価に算入しています。

(11) 「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号）及び「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 14 号）等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され（平成 19 年 6 月 15 日付及び同 7 月 4 日付）、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

2 貸借対照表に関する事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額は 864 百万円です。

(2) リースにより使用する重要な固定資産として、ATM、信用端末機、手形交換システム、紙幣整理機、電子計算機、複写機、車両等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、56 百万円です。

(3) 担保に供している資産は次のとおりです。

内国為替決済保証金として預け金 25,000 百万円、先物取引証拠金の代用として有価証券 985 百万円を差し入れています。

(4) 経営管理委員、理事及び監事に対する金銭債権・債務の額はありません。

(5) 貸出金のうち、破綻先債権額はありません。延滞債権額は 1,125 百万円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

(6) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額はありません。

なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

(7) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものです。

(8) 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 1,125 百万円です。

なお、(5)から(8)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(9) 当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、20,476 百万円であります。

(10) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金 10,000 百万円が含まれています。

(11) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 2,513 百万円です。

3 損益計算書に関する事項

(1) 特に注記すべきものはありません。

4 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価評価

有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。

①売買目的有価証券はありません。

②満期保有目的の債券で時価のあるもの

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額	うち益	うち損
国 債	547 百万円	568 百万円	20 百万円	20 百万円	- 百万円
地 方 債	2,459 百万円	2,491 百万円	31 百万円	33 百万円	1 百万円
政府保証債	356 百万円	360 百万円	3 百万円	3 百万円	- 百万円
金 融 債	40,200 百万円	40,333 百万円	133 百万円	215 百万円	81 百万円
社 債	1,406 百万円	1,410 百万円	4 百万円	4 百万円	- 百万円
外 国 証 券	7,000 百万円	6,966 百万円	△33 百万円	- 百万円	33 百万円
合 計	51,970 百万円	52,130 百万円	160 百万円	277 百万円	117 百万円

③その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 又は償却原価	貸借対照表 計上額	評 価 差 額	うち益	うち損
国 債	66,954 百万円	64,898 百万円	△2,056 百万円	414 百万円	2,470 百万円
地 方 債	999 百万円	1,019 百万円	20 百万円	20 百万円	- 百万円
政府保証債	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円
金 融 債	37,695 百万円	37,785 百万円	90 百万円	159 百万円	69 百万円
社 債	12,800 百万円	12,775 百万円	△25 百万円	59 百万円	84 百万円
外 国 証 券	31,366 百万円	31,230 百万円	△136 百万円	232 百万円	368 百万円
株 式	5,652 百万円	4,733 百万円	△919 百万円	476 百万円	1,395 百万円
受 益 証 券	11,126 百万円	9,519 百万円	△1,607 百万円	8 百万円	1,616 百万円
合 計	166,595 百万円	161,961 百万円	△4,633 百万円	1,370 百万円	6,004 百万円

なお、上記評価差額に繰延税金資産1,447百万円を加えた金額3,186百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

売却額	売却益	売却損
32,444 百万円	1,138 百万円	1,374 百万円

(4) 時価のない有価証券は「外部出資」勘定中の株式であり、その貸借対照表計上額は、次のとおりです。

内 容	貸借対照表計上額
その他有価証券	
非上場株式（店頭売買株式を除く）	26 百万円

(5) その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりです。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	14,965 百万円	91,163 百万円	29,617 百万円	63,934 百万円
国債	1,006 百万円	8,710 百万円	8,625 百万円	47,104 百万円
地方債	460 百万円	2,285 百万円	732 百万円	－ 百万円
政府保証債	356 百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円
金融債	10,593 百万円	67,392 百万円	－ 百万円	－ 百万円
社債	1,499 百万円	9,558 百万円	3,123 百万円	－ 百万円
外国証券	1,047 百万円	3,217 百万円	17,135 百万円	16,830 百万円
その他	－ 百万円	3,170 百万円	316 百万円	－ 百万円
合計	14,965 百万円	94,333 百万円	29,933 百万円	63,934 百万円

(6) 金銭の信託の保有目的区別の内訳は次のとおりです。

運用目的の金銭の信託

貸借対照表計上額	6,713百万円
当期の損益に含まれた評価差額	△ 22 百万円

満期保有目的金銭の信託

貸借対照表計上額	34,000百万円
時価	35,055百万円
差額	1,055百万円
うち益	1,086百万円
うち損	31百万円

その他の金銭の信託

取得原価	1,024百万円
貸借対照表計上額	975百万円
評価差額	△49百万円
うち益	－百万円
うち損	49百万円

なお、上記の評価差額に繰延税金資産15百万円を加えた金額33百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(7) 「資産の評価および償却・引当細則」および「有価証券減損処理基準」に基づき、当年度において、その他有価証券で時価のある外国証券について816百万円減損処理を行っています。

5 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。なお、退職給付債務・退職給付費用の計上にあたっては「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」（平成10年6月16日企業会計審議会）に基づき、簡便法により行なっています。

②退職給付債務の額、退職給付引当金の額及びその他の退職給付債務に関する事項

退職給付債務の額	376百万円
退職給付引当金の額	376百万円
(財) 京都府農林漁業団体職員共済会積立金の額	149百万円
退職給付費用の額	33百万円

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当事業年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、6百万円となっています。

また、存続組合より示され平成 20 年 3 月現在における平成 44 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、146 百万円となっています。

6 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等
繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

	当年度
繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	102百万円
退職給付引当金超過額	107百万円
税務上の繰越欠損金	301百万円
その他	130百万円
その他有価証券	<u>1,462百万円</u>
繰延税金資産小計	2,105百万円
評価性引当額	<u>△166百万円</u>
繰延税金資産合計(A)	1,938百万円
繰延税金負債	
その他有価証券	<u>△1百万円</u>
繰延税金負債合計(B)	<u>△1百万円</u>
繰延税金資産の純額(A)+(B)	1,938百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率 31.23%

(調整)

交際費等永久に損金に算入されない項目	2.06%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 23.80%
評価性引当額の増減	△ 48.66%
その他	1.80%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△ 37.37%

【平成18年度 注記表】（自 平成 18 年4月1日 至 平成 19 年3月 31 日）

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準及び評価方法は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（平成11年1月22日企業会計審議会）に基づき、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。
- ・ 売買目的の有価証券……時価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ 満期保有目的の債券……定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ その他有価証券
 - 時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 時価のないもの……取得原価法（売却原価は移動平均法により算定）
- なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4) デリバティブ取引の評価は時価法により行っております。
- (5) 有形固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行い資産から直接減額して計上しています。
- | | |
|--------|--|
| 建物及び設備 | 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法）を採用しています。なお、主な耐用年数は、建物が27年～50年、設備が6年～20年です。 |
| 動産 | 定率法を採用しています。なお、主な耐用年数は4年～15年です。 |
- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち、自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。
- (7) 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- (8) 引当金の計上方法
- ①貸倒引当金
- 貸倒引当金は、「資産の評価および償却・引当細則」に則り、次のとおり計上しています。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、取立不能見込額として債権額から直接減額した後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回

収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づき計上しております。

すべての債権は、「自己査定要領」に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する債権等のうち、貸出金については債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額とし、債務保証の履行により取得した求償権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として、債権額から直接減額した額はありません。

②退職給付引当金

退職給付引当金については、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。

なお、当会は職員数300人未満の小規模企業等に該当するため、「退職給付会計に関する実務指針」により簡便法を採用しています。

③賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しています。

(9) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっています。

(10) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は個々の資産の取得原価に算入しています。

(11) 「農業協同組合法施行規則」（平成17年農林水産省令第27号）別紙様式が「農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令」（農林水産省令第41号平成18年4月28日）により改正され、平成18年5月1日から施行されたことに伴い、当年度から以下のとおり表示を変更しております。

①「資本の部」は「純資産の部」とし、会員資本、評価・換算差額等に区分のうえ表示しています。

なお、これによる従来の「資本の部」の合計金額との相違はありません。

②従来、任意積立金の内訳として表示していた「特別積立金」については、「その他利益剰余金」の内訳として、目的積立金部分を「電算対策積立金」により、目的積立金以外の部分を「特別積立金」としてそれぞれ表示しています。

③「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しています。

④「固定資産」は「業務用固定資産」及び「業務外固定資産」に区分して表示していましたが、「有形固定資産」及び「無形固定資産」への区分表示へ変更しています。

2 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は848百万円です。
- (2) リースにより使用する重要な固定資産として、A T M、信用端末機、手形交換システム、紙幣整理機、電子計算機、複写機、車両等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、58百万円です。
- (3) 担保に供している資産は次のとおりです。

内国為替決済保証金として預け金 25,000百万円、先物取引証拠金の代用として有価証券1,032百万円を差し入れています。
- (4) 経営管理委員、理事及び監事に対する金銭債権・債務の額はありません。
- (5) 貸出金のうち、破綻先債権額は0百万円、延滞債権額は1,493百万円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
- (6) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額はありません。

なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
- (7) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものです。
- (8) 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,493百万円です。

なお、(5)から(8)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- (9) 当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、18,015百万円であります。
- (10) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金12,944百万円が含まれています。
- (11) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,513百万円です。

3 損益計算書に関する事項

- (1) その他の特別利益には、相互援助積立金の取崩額200百万円を含んでいます。
- (2) 法人税、住民税及び事業税には、過年度に計上した未払法人税額の取崩額72百万円を含んでいます。

4 有価証券に関する事項

- (1) 有価証券の時価評価
有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。

①売買目的有価証券はありません。

②満期保有目的の債券で時価のあるもの

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額	うち益	うち損
国 債	547 百万円	552 百万円	4 百万円	4 百万円	－ 百万円
地 方 債	2,455 百万円	2,450 百万円	△ 4 百万円	7 百万円	12 百万円
政府保証債	356 百万円	363 百万円	6 百万円	6 百万円	－ 百万円
金 融 債	36,000 百万円	35,934 百万円	△ 65 百万円	100 百万円	165 百万円
社 債	2,409 百万円	2,424 百万円	15 百万円	15 百万円	－ 百万円
外 国 証 券	7,000 百万円	6,625 百万円	△ 374 百万円	－ 百万円	374 百万円
合 計	48,769 百万円	48,351 百万円	△ 417 百万円	135 百万円	552 百万円

③その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 又は償却原価	貸借対照表 計上額	評 価 差 額	うち益	うち損
国 債	74,632 百万円	73,183 百万円	△ 1,448 百万円	274 百万円	1,722 百万円
地 方 債	998 百万円	999 百万円	0 百万円	0 百万円	－ 百万円
政府保証債	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円
金 融 債	31,097 百万円	31,032 百万円	△ 65 百万円	65 百万円	131 百万円
社 債	9,708 百万円	9,662 百万円	△ 46 百万円	13 百万円	60 百万円
外 国 証 券	31,300 百万円	30,234 百万円	△ 1,065 百万円	59 百万円	1,124 百万円
株 式	5,245 百万円	6,655 百万円	1,410 百万円	1,562 百万円	151 百万円
受 益 証 券	16,029 百万円	15,934 百万円	△ 95 百万円	108 百万円	204 百万円
合 計	169,012 百万円	167,701 百万円	△ 1,311 百万円	2,083 百万円	3,395 百万円

なお、上記評価差額に繰延税金資産409百万円を加えた金額902百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

- (2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

売却額	売却益	売却損
48,129百万円	747百万円	662百万円

(4) 時価のない有価証券は「外部出資」勘定中の株式であり、その貸借対照表計上額は、次のとおりです。

内 容	貸借対照表計上額
その他有価証券	
非上場株式（店頭売買株式を除く）	26百万円

(5) その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりです。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債 券	13,864 百万円	79,612 百万円	40,888 百万円	59,515 百万円
国 債	1,004 百万円	8,057 百万円	21,309 百万円	43,359 百万円
地 方 債	59 百万円	2,632 百万円	762 百万円	－ 百万円
政府保証債	－ 百万円	356 百万円	－ 百万円	－ 百万円
金 融 債	10,201 百万円	56,830 百万円	－ 百万円	－ 百万円
社 債	2,597 百万円	9,009 百万円	464 百万円	－ 百万円
外 国 証 券	－ 百万円	2,726 百万円	18,352 百万円	16,156 百万円
そ の 他	－ 百万円	6,909 百万円	4,506 百万円	－ 百万円
合 計	13,864 百万円	86,522 百万円	45,394 百万円	59,515 百万円

(6) 金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

運用目的の金銭の信託

貸借対照表計上額	7,091百万円
当期の損益に含まれた評価差額	－百万円

満期保有目的金銭の信託

貸借対照表計上額	28,000百万円
時 価	27,957百万円
差 額	△42百万円
うち益	171百万円
うち損	214百万円

その他の金銭の信託

取得原価	2,034百万円
貸借対照表計上額	1,968百万円
評価差額	△65百万円
うち益	－百万円
うち損	65百万円

なお、上記の評価差額に繰延税金資産20百万円を加えた金額45百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

5 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。なお、退職給付債務・退職給付費用の計上にあたっては「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」（平成10年6月16日企業会計審議会）に基づき、簡便法により行なっています。

②退職給付債務の額、退職給付引当金の額及びその他の退職給付債務に関する事項

退職給付債務の額	445百万円
退職給付引当金の額	445百万円
(財) 京都府農林漁業団体職員共済会積立金の額	180百万円
退職給付費用の額	22百万円

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当事業年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、6百万円となっています。

また、存続組合より示され平成19年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、159百万円となっています。

6 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

	当年度
繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	382百万円
繰延資産償却超過額	73百万円
退職給付引当金超過額	114百万円
その他	116百万円
その他有価証券	430百万円
繰延税金資産小計	1,118百万円
評価性引当金	△387百万円
繰延税金資産合計(A)	730百万円
繰延税金負債	
その他有価証券	△-百万円
繰延税金負債合計(B)	△-百万円
繰延税金資産の純額(A)+(B)	730百万円

代表者の確認書

■財務諸表の正確性・内部監査の有効性についての確認

確認書

私は平成19年4月1日から平成20年3月31日までの事業年度のディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関する全ての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しております。

当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。

- 業務分掌と所轄部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
- 業務の実施部署から独立した内部監査部門である監査部が、内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については監査部から理事会等に適切に報告されております。
- 重要な経営情報については理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成20年6月30日

京都府信用農業協同組合連合会

代表理事理事長  

(注) 財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、注記表、剰余金処分計算書を指しています。

損益の状況

1. 最近5年間の主要な経営指標

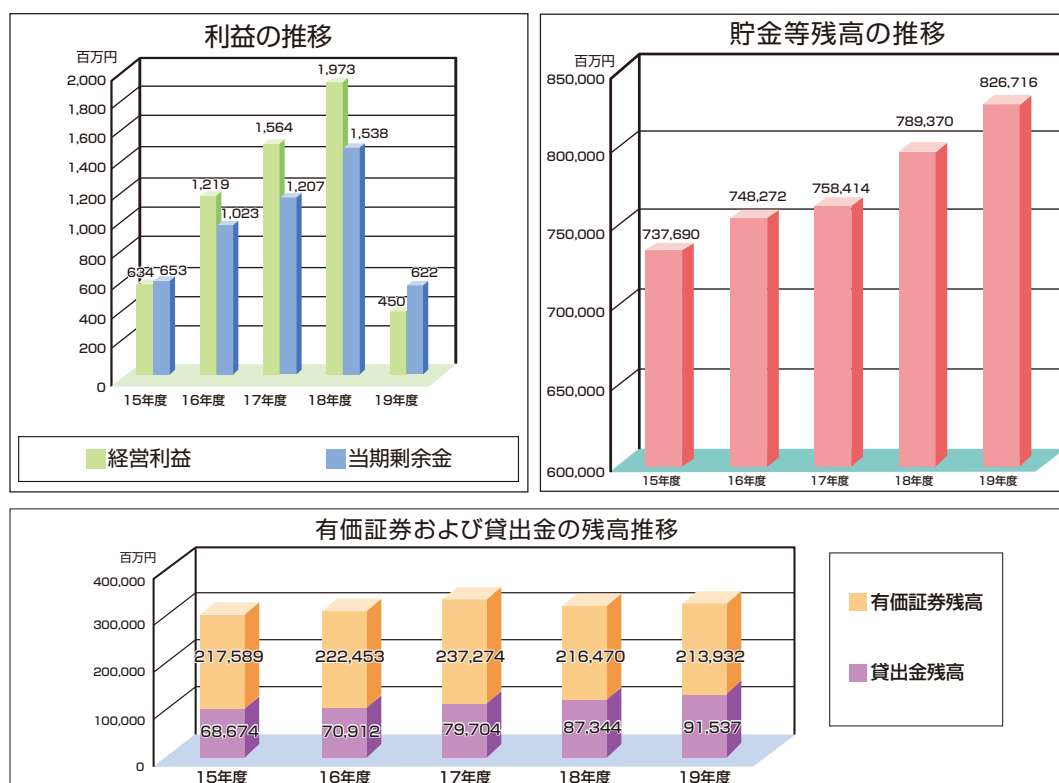
(単位：百万円、口、人、%)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
経常収益	8,187	8,850	8,994	10,192	12,244
経常利益	634	1,219	1,564	1,973	450
当期剰余金	653	1,023	1,207	1,538	622
出資金 (出資口数)	13,270 (1,327,080)	15,707 (1,570,700)	16,156 (1,615,659)	16,641 (1,664,116)	17,029 (1,702,960)
資本額	32,339	35,743	33,886	—	—
純資産額	—	—	—	36,469	34,740
総資産額	774,130	789,389	798,731	831,607	868,188
貯金等残高	737,690	748,272	758,414	789,370	826,716
貸出金残高	68,674	70,912	79,704	87,344	91,537
有価証券残高	217,589	222,453	237,274	216,470	213,932
剰余金配当金額	460	505	523	605	478
普通出資配当額	205	231	239	199	199
後配出資配当額	91	110	120	106	111
事業分量配当額	163	163	163	299	166
職員数	77	83	83	86	78
単体自己資本比率(旧基準)	14.73	16.21	16.49	—	—
単体自己資本比率(新基準)	—	—	—	18.49	16.74

(注1) 総資産額には債務保証見返残高は含まれていません。

(注2) 1. 「農業協同組合法施行規則」(平成17年農林水産省令第27号)別紙様式が「農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令」(農林水産省令第41号平成18年4月28日)により改正され、平成18年5月1日から施行されたことに伴い、従来の「資本の部」が「純資産の部」に改正されたことから、「資本額」と「純資産額」を区分して記載しています。

2. 自己資本比率算出基準が改正され、新基準(金融庁・農林水産省告示第2号農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準)に基づき算出しています。



2. 利益総括表

(単位：百万円,%)

	平成18年度	平成19年度	増減
資金運用収支	3,099	2,601	△498
役員取引等収支	80	80	0
その他事業収支	△633	△1,311	△678
事業粗利益	2,546	1,369	△1,176
(事業粗利益率)	(0.34)	(0.17)	△0.17

- (注) 1. 資金運用収支=資金運用収益-(資金調達費用-金銭の信託運用見合費用)
 2. 役員取引等収支=役員取引等収益-役員取引等費用
 3. その他事業収支=その他事業収益-その他事業費用
 4. 事業粗利益=資金運用収支+役員取引等収支+その他事業収支
 5. 事業粗利益率=事業粗利益/資金運用勘定平均残高×100

3. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円,%)

	平成18年度			平成19年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	750,374	7,782	1.04	791,940	9,185	1.16
うち預け金	435,033	3,809	0.88	477,203	5,162	1.08
うち有価証券	232,037	2,881	1.24	225,556	2,729	1.21
うち貸出金	83,270	1,091	1.31	88,860	1,289	1.45
資金調達勘定	731,920	4,682	0.64	771,209	6,584	0.85
うち貯金	763,119	4,868	0.64	808,204	6,882	0.85
うち借入金	2,513	28	1.13	2,513	37	1.49
総資金利ざや			0.23			0.14

- (注1) 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価率
 資金調達原価率=(資金調達費用(貯金利息+借入金利息+その他支払利息(支払雑利息等))+経費-金銭の信託運用見合費用)/資金調達勘定平均残高(貯金+借入金+その他(貸付留保金、従業員預り金等))-金銭の信託運用見合額)×100
 (注2) 「うち預け金」には受取奨励金及び受取特別配当金が、「うち貯金」には支払奨励金が含まれています。
 (注3) 資金調達勘定計の平均残高及び利息は金銭の信託運用見合額及び金銭の信託運用見合費用を控除しています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

	18年度増減額	19年度増減額
受取利息	1,410	1,402
うち貸出金	265	198
有価証券	541	△152
預け金	602	1,356
支払利息	588	1,901
うち貯金	620	2,014
借入金	18	8
差し引き	821	△498

- (注1) 増減額は前年度対比です。
 (注2) 「うち預け金」には受取奨励金及び受取特別配当金が、「うち貯金」には支払奨励金が含まれています。
 (注3) 支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減です。

事業の概況

1. 貯金に関する指標

(1) 科目別貯金平均残高

(単位：百万円,%)

	平成18年度	平成19年度	増減
流動性貯金	9,486 (1.24)	14,870 (1.84)	5,384
定期性貯金	753,515 (98.74)	793,221 (98.15)	39,705
その他の貯金	117 (0.02)	112 (0.01)	△5
計	763,119 (100.00)	808,204 (100.00)	45,084
譲渡性貯金	— (—)	— (—)	—
合計	763,119 (100.00)	808,204 (100.00)	45,084

(注1) 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

(注2) 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

(注3) ()内は構成比です。

(2) 定期貯金残高

(単位：百万円,%)

	平成18年度	平成19年度	増減
定期貯金	777,535 (100.00)	815,444 (100.00)	37,908
うち固定自由金利定期	777,535 (100.00)	815,444 (100.00)	37,908
変動自由金利定期	— (—)	— (—)	—

(注1) 固定自由金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金

(注2) 変動自由金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金

(注3) ()内は構成比です。

2. 貸出金等に関する指標

(1) 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

	平成18年度	平成19年度	増減
手形貸付	5,018	2,783	△2,235
証書貸付	53,648	59,058	5,410
当座貸越	6,516	6,023	△493
金融機関貸付	18,087	20,995	2,908
割引手形	—	—	—
合計	83,270	88,860	5,589

(2) 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円,%)

	平成18年度	平成19年度	増減
固定金利貸出	35,363 (40.5)	43,350 (47.4)	7,986
変動金利貸出	51,981 (59.5)	48,187 (52.6)	△3,793
合計	87,344 (100.0)	91,537 (100.0)	4,192

(注) ()内は構成比です。

(3) 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

	平成18年度	平成19年度	増減
貯金等	92	99	7
有価証券	279	6	△272
動産	—	—	—
不動産	5,344	4,575	△769
その他担保物	6,250	1,400	△4,850
計	11,966	6,081	△5,884
農業信用基金協会	277	259	△18
その他保証	10,907	9,403	△1,503
計	11,184	9,663	△1,521
信用	64,193	75,792	11,598
合計	87,344	91,537	4,192

(4) 債務保証の担保別内訳残高

(単位：百万円)

	平成18年度	平成19年度	増減
貯金等	0	0	0
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	253	246	△7
その他担保物	—	—	—
計	254	247	△7
農業信用基金協会	—	—	—
その他保証	359	317	△41
計	359	317	△41
信用	—	—	—
合計	613	564	△48

(5) 貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円,%)

	平成18年度		平成19年度		増減
設備資金	3,226	(3.7)	2,977	(3.3)	△248
運転資金	84,118	(96.3)	88,559	(96.7)	4,441
合計	87,344	(100.0)	91,537	(100.0)	4,192

(注) ()内は構成比です。

(6) 貸出金の業種別残高

(単位：百万円,%)

	平成18年度		平成19年度		増減
農業	19	(0.0)	25	(0.0)	6
林業	—	(0.0)	—	(0.0)	—
水産業	—	(0.0)	—	(0.0)	—
製造業	4,662	(5.3)	4,572	(5.0)	△90
鉱業	—	(0.0)	—	(0.0)	—
建設業	219	(0.3)	326	(0.4)	106
電気・ガス・熱供給・水道業	4,000	(4.6)	4,000	(4.4)	—
運輸・通信業	1,000	(1.1)	2,700	(2.9)	1,700
卸売・小売業・飲食店	5,240	(6.0)	5,791	(6.3)	551
金融・保険業	53,808	(61.6)	53,126	(58.0)	△681
不動産業	2,596	(3.0)	5,406	(5.9)	2,810
サービス業	2,038	(2.3)	1,572	(1.7)	△465
地方公共団体	10,137	(11.6)	11,196	(12.2)	1,059
個人	3,623	(4.1)	2,818	(3.1)	△805
その他	—	(0.0)	—	(0.0)	—
合計	87,344	(100.0)	91,537	(100.0)	4,192

(注) ()内は構成比です。

(7) リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

区 分		残 高 (A)	担保・保証額 (B)	担保・保証のない部分 (C)	貸倒引当金 (D)	保 全 率 (B + D) / (A)	引 当 率 (D) / (C)
破綻先債権額	平成18年度	0	—	0	—	—	—
	平成19年度	—	—	—	—	—	—
延滞債権額	平成18年度	1,493	1,030	462	462	100.00%	100.00%
	平成19年度	1,125	613	511	511	100.00%	100.00%
3ヵ月以上延滞債権額	平成18年度	—	—	—	—	—	—
	平成19年度	—	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権額	平成18年度	—	—	—	—	—	—
	平成19年度	—	—	—	—	—	—
合 計	平成18年度	1,493	1,030	462	462	100.00%	100.00%
	平成19年度	1,125	613	511	511	100.00%	100.00%

(注1) 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものです。

(注2) 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、注1に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のものです。

(注3) 3ヵ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

(注4) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。

(8) 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

区 分		残 高 (A)	担保・保証額 (B)	担保・保証のない部分 (C)	貸倒引当金 (D)	保 全 率 (B + D) / (A)	引 当 率 (D) / (C)
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	平成18年度	110	24	85	85	100.00%	100.00%
	平成19年度	99	17	82	82	100.00%	100.00%
危険債権	平成18年度	1,386	1,007	379	379	100.00%	100.00%
	平成19年度	1,028	597	430	430	100.00%	100.00%
要管理債権	平成18年度	—	—	—	—	—	—
	平成19年度	—	—	—	—	—	—
小計	平成18年度	1,496	1,031	464	464	100.00%	100.00%
	平成19年度	1,128	615	512	512	100.00%	100.00%
正常債権	平成18年度	86,634					
	平成19年度	91,128					
合 計	平成18年度	88,130					
	平成19年度	92,256					

(注) 本表記載の資産査定額は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、貸借対照表の貸出金及びその他資産中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定について、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分するものです。

① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

② 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

③ 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権です。

④ 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記①から③に掲げる債権以外のものに区分される債権です。

- (9) 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況
該当する取引はありません。

- (10) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	平成18年度				平成19年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	26	—	—	26	—	—	—	—	—	—
個別貸倒引当金	518	464	—	518	464	464	512	—	464	512
合 計	545	464	—	545	464	464	512	—	464	512

- (11) 貸出償却の額

(単位：百万円)

	平成18年度	平成19年度
貸 出 金 償 却	—	—

3. 有価証券に関する指標

- (1) 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

	平成18年度	平成19年度	増 減
国 債	79,567	75,001	△ 4,565
地 方 債	3,401	3,437	35
政府保証債	356	356	0
金 融 債	70,717	70,963	246
短期社債	—	—	—
社 債	12,136	13,578	1,441
外国証券	39,057	40,829	1,772
株 式	4,547	5,617	1,070
受益証券	22,253	15,770	△ 6,482
合 計	232,037	225,556	△ 6,481

- (2) 商品有価証券種類別平均残高
該当する取引はありません。

(3) 有価証券残存期間別残高

【平成18年度】

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	1,004	2,016	6,041	12,792	8,516	43,359	—	73,730
地方債	59	761	1,871	373	388	—	—	3,454
政府保証債	—	356	—	—	—	—	—	356
金融債	10,201	23,738	33,092	—	—	—	—	67,032
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	2,597	3,298	5,710	—	464	—	—	12,071
外国証券	—	2,005	720	—	18,352	16,156	—	37,234
株式	—	—	—	—	—	—	6,655	6,655
受益証券	—	—	—	—	—	—	15,934	15,934
合計	13,864	32,176	47,436	13,166	27,722	59,515	22,589	216,470

【平成19年度】

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	1,006	1,521	7,188	3,144	5,480	47,104	—	65,446
地方債	460	279	2,005	388	344	—	—	3,479
政府保証債	356	—	—	—	—	—	—	356
金融債	10,593	28,443	38,948	—	—	—	—	77,985
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	1,499	3,701	5,856	—	3,123	—	—	14,181
外国証券	1,047	391	2,825	11,182	5,952	16,830	—	38,230
株式	—	—	—	—	—	—	4,733	4,733
受益証券	—	—	—	—	—	—	9,519	9,519
合計	14,965	34,337	56,825	14,716	14,900	63,934	14,252	213,932

(注) 残高は期末貸借対照表計上額を適用しております。

4. 有価証券の時価情報等

(1) 有価証券の時価情報

(単位：百万円)

保有区分	平成18年度			平成19年度		
	取得価額	時価	評価損益	取得価額	時価	評価損益
売買目的	—	—	—	—	—	—
満期保有目的	48,769	48,351	△417	51,970	52,130	160
その他	169,012	167,701	△1,311	166,595	161,961	△4,633
合計	217,781	216,052	△1,729	218,566	214,092	△4,473

(注1) 本表記載の有価証券の時価は期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものです。

(注2) 取得価額は取得原価又は償却原価によっています。

(注3) 満期保有目的の債券については取得価額を貸借対照表価額としております。

(注4) その他有価証券については時価を貸借対照表価額としております。

(2) 金銭の信託の時価情報

(単位：百万円)

種 類	平成18年度			平成19年度		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
運 用 目 的	7,091	7,091	—	6,713	6,713	—
満期保有目的	28,000	27,957	△ 42	34,000	35,055	1,055
そ の 他	2,034	1,968	△ 65	1,024	975	△ 49
合 計	37,126	37,017	△ 108	41,738	42,744	1,006

(注1) 本表記載の時価は期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものです。

(注2) 取得価額は取得原価又は償却原価によっています。

(注3) 運用目的の金銭の信託については、時価を貸借対照表価額とし、評価損益は当期の損益に含めております。

(注4) 満期保有目的の金銭の信託については取得価額を貸借対照表価額としております。

(注5) その他目的の金銭の信託については時価を貸借対照表価額としております。

(3) デリバティブ取引等

(金融先物取引等、金融等デリバティブ取引、有価証券店頭デリバティブ取引)

該当する取引はありません。

5. 受託業務に関する指標

受託貸付金残高

(単位：百万円)

受 託 先	平成18年度	平成19年度
農 林 漁 業 金 融 公 庫	3,137	2,919
独立行政法人 住宅金融支援機構	13,962	12,349
独立行政法人 福祉医療機構	31	22
国 民 生 活 金 融 公 庫	208	188
合 計	17,339	15,480

6. 為替業務に関する指標

(1) 内国為替の取扱実績

(単位：件、百万円)

区 分		平成18年度		平成19年度	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送 金・振 込	件 数	75,463	32,297	63,230	31,919
	金 額	282,297	320,392	305,783	382,863
代 金 取 立	件 数	664	6,460	630	5,627
	金 額	8,019	18,237	5,711	15,925
雑 為 替	件 数	16,398	21,091	15,469	19,774
	金 額	22,586	9,622	18,167	6,104

(2) 外国為替取扱高

該当する取引はありません。

経営諸指標

1. 利益率

(単位：%)

	平成18年度	平成19年度	増減
総資産経常利益率	0.24	0.05	△0.19
純資産経常利益率	5.33	1.16	△4.17
総資産当期純利益率	0.19	0.07	△0.12
純資産当期純利益率	4.15	1.60	△2.55

- (注) 1. 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100
 2. 純資産経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100
 3. 総資産当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100
 4. 純資産当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 純資産勘定平均残高 × 100

2. 貯貸率

(単位：%)

	平成18年度	平成19年度	増減
期 末	11.07	11.07	0.00
期 中 平 均	10.91	10.99	0.08

- (注) 1. 貯貸率 (期末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100
 2. 貯貸率 (期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100

3. 貯証率

(単位：%)

	平成18年度	平成19年度	増減	
貯 証 率	期 末	27.42	25.88	△1.54
	期 中 平 均	30.41	27.91	△2.50

- (注) 1. 貯証率 (期末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100
 2. 貯証率 (期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100



自己資本の充実の状況

1. 自己資本の状況

●自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるべく、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでおります。そのため内部留保の増加に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、平成20年3月末における自己資本比率は16.74%となりました。

●経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資のほか、回転出資金、後配出資金により調達しております。

(単位：百万円)

	18年度	19年度	増減額
普通出資による調達額	7,985	7,985	0
回転出資金による調達額	947	952	5
後配出資による調達額	9,044	9,440	396
合計	17,976	18,378	401

当会では、将来的な信用リスクや金利リスクの増加に備えるため、自己資本拡充計画を策定し、内部留保に加え、平成20年から22年にかけて永久劣後借入金による調達を予定しています。

なお、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しております。また、これに基づき、信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めております。

(1) 自己資本の構成

平成20年3月31日現在

(単位：百万円)

項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末
出 資 金	17,029	17,426	他の金融機関の資本調達手段 の意図的な保有相当額	—	—
うち後配出資金	9,044	9,440	負債性資本調達手段及び これに準ずるもの	—	—
回 転 出 資 金	947	952	期限付劣後債務及びこれ に準ずるもの	—	—
再 評 価 積 立 金	1	1	非同時決済取引に係る控除額 及び信用リスク削減手法とし て用いる保証又はクレジット・ デリバティブの免責額に係る 控除額	—	—
資 本 準 備 金	—	—	基本的項目からの控除分を除 く、自己資本控除とされる証 券化エクスポージャー及び信 用補完機能を持つI/Oスト リップス	15	202
利 益 準 備 金	7,615	7,745	控 除 項 目 不 算 入 額	△—	△—
電 算 対 策 積 立 金	1,300	1,300	控除項目 計 (D)	15	202
特 別 積 立 金	8,350	8,350	自己資本額 (C-D) (E)	39,688	37,846
次 期 繰 越 剰 余 金 (又は次期繰越損失金)	2,095	2,109	資 産 (オ ン ・ バ ラ ン ス) 項 目	206,041	219,088
処 分 未 済 持 分	△—	△—	オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 等 項 目	2,937	1,310
その他有価証券の評価差損	△947	△3,220	オペレーショナル・リスク相 当額を8%で除して得た額	5,638	5,669
営 業 権 相 当 額	△—	△—	リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 計 (F)	214,617	226,068
企業結合により計上される 無形固定資産相当額	△—	△—	補 完 的 項 目 不 算 入 額	△—	△—
証券化取引により増加した 自己資本に相当する額	△—	△—	補完的項目 計 (B)	3,312	3,384
基本的項目 計 (A)	36,391	34,664	自己資本総額 (A + B) (C)	39,704	38,048
土地の再評価額と再評価の直 前の帳簿価額の差額の45% 相当額	—	—	Tier1 比率 (A/F)	16.95%	15.33%
一 般 貸 倒 引 当 金	—	—	自己資本比率 (E/F)	18.49%	16.74%
相 互 援 助 積 立 金	799	871			
負債性資本調達手段等	2,513	2,513			
負債性資本調達手段	—	—			
期限付劣後債務	2,513	2,513			

(注) 1. 農協法第11条の2の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しております。

なお、当会は国内基準を採用しています。

2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット (標準的手法)	18年度			19年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
我が国の中央政府及び 中央銀行向け	107,560	—	—	96,932	—	—
我が国の地方公共団体向け	32,045	—	—	40,930	—	—
我が国の政府関係機関向け	822	46	1	829	47	1
地方三公社向け	7,036	32	1	5,269	95	3
金融機関及び第一種金融 商品取引業者向け	576,328	126,347	5,053	610,895	132,685	5,307
法人等向け	65,265	41,855	1,674	67,482	41,407	1,656
中小企業等向け及び 個人向け	223	138	5	91	56	2
抵当権付住宅ローン	435	150	6	333	114	4
不動産取得等事業向け	4,210	3,828	153	3,397	3,203	128
三月以上延滞等	87	9	0	275	289	11
信用保証協会等による 保証付	285	28	1	259	25	1
出資等	30,323	30,323	1,212	37,128	37,128	1,485
複数の資産を裏付とす る資産(所謂ファンド) のうち、個々の資産の 把握が困難な資産	44,619	2,429	97	185	964	38
証券化	326	251	10	925	471	18
上記以外	7,908	3,536	141	5,911	3,908	156
エクスポージャー別計	877,476	208,978	8,359	870,847	220,398	8,815
オペレーショナル・ リスクに対する所要 自己資本の額 (基礎的手法)	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除した額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除した額 a	所要自己資本額 b = a × 4%		
	5,638	225	5,669	226		
所要自己資本額	リスク・アセット(分母)計 a	所要自己資本額 b = a × 4%	リスク・アセット(分母)計 a	所要自己資本額 b = a × 4%		
	214,617	8,584	226,068	9,042		

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
5. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。
6. オペレーショナル・リスク相当額算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。
- <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>
- $$\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

2. 信用リスクに関する事項

● リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクについては、業種・大口集中等の回避によりリスクを軽減するなど、信用リスクの適切な管理を行うことにより、リスク量に見合う収益の確保に努めています。

具体的には、理事会で定めた「リスクマネジメント要領」、「リスクマネジメントマニュアル(市場リスク・信用リスク編)」に基づいて、リスク管理課において適切なリスク管理を行っており、リスク管理委員会を四半期毎に開催し、当社が保有するリスク量やリスク内容及び対応方針を決定しています。

また、当社における貸倒引当金の計上は、「資産の評価および償却・引当細則」に基づき自己査定結果をもとに以下の通り計上しています。

正常先・要注意先	債権額に予想損失率を乗じた額を一般貸倒引当金へ繰り入れる。
破綻懸念先	Ⅲ分類額からキャッシュフローによる回収可能額を控除した残額、若しくはⅢ分類額に予想損失率を乗じた額を個別貸倒引当金へ繰り入れる。
実質破綻先・破綻先	Ⅲ分類額及びⅣ分類額について、全額を個別貸倒引当金への繰入又は直接償却を行う。

※ 予想損失率：貸倒実績率に一定の修正を加えて算出した率

● 標準的手法に関する事項

当社では、自己資本比率算出に係る信用リスク・アセット額を告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次の通りです。

①リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみを使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

②リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付又は
カントリー・リスク・スコアは以下の通りです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク ・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向け エクスポージャー	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
金融機関向け エクスポージャー		日本貿易保険
法人等向け エクスポージャー（長期）	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
法人等向け エクスポージャー（短期）	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

	18年度					19年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国内	840,411	88,826	184,945	—	87	831,432	93,090	161,137	—	275
国外	36,738	—	36,738	—	—	38,489	—	37,481	—	—
地域別残高計	877,149	88,826	221,683	—	—	869,922	93,090	198,619	—	275
法人	農業	96	96	—	—	102	102	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	12,722	4,666	5,282	—	—	11,501	4,751	4,406	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	10,235	9,182	1,053	—	—	11,209	10,851	357	83
	電気・ガス・熱供給・水道業	4,415	4,002	100	—	—	4,435	4,002	—	—
	運輸・通信業	2,594	1,020	600	—	—	4,048	2,743	401	—
	金融・保険業	591,102	35,038	74,588	—	—	664,163	34,229	104,601	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	31,581	29,941	1,199	—	—	32,035	29,753	1,091	—
	日本国政府・地方公共団体	139,605	1,001	136,855	—	—	108,054	3,591	68,626	—
	上記以外	77,628	98	2,002	—	—	26,781	80	19,134	—
個人	3,779	3,779	—	—	—	2,984	2,984	—	—	2
その他	3,386	—	—	—	—	4,605	—	—	—	—
業種別残高計	877,149	88,826	221,683	—	—	869,922	93,090	198,619	—	275
1年以下	501,347	11,156	13,978	—	—	521,509	10,625	14,978	—	—
1年超3年以下	52,337	15,569	32,507	—	—	60,818	26,550	34,267	—	—
3年超5年以下	69,521	21,911	47,097	—	—	85,281	24,488	56,544	—	—
5年超7年以下	45,055	21,167	23,048	—	—	39,050	12,647	14,465	—	—
7年超10年以下	55,274	9,811	45,462	—	—	37,226	4,937	14,332	—	—
10年超	63,433	3,844	59,589	—	—	77,185	13,154	64,031	—	—
期限の定めのないもの	90,180	5,365	—	—	—	48,852	686	—	—	—
残存期間別残高計	877,149	88,826	221,683	—	—	869,922	93,090	198,619	—	—

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、派生商品取引によるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、株式や金利、為替などの通常の取引から派生した比較的小さな金額で仮想的に大きな原資産を取引する金融商品取引のうち、金融機関や証券会社の店頭で相対で行われる取引のことです。当会については、受益証券、金銭の信託において保有しておりますが、記載については省略しております。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

(2) 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

a. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	18年度					19年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	26	-	-	26	-	-	-	-	-	-
個別貸倒引当金	518	464	-	518	464	464	512	-	464	512

b. 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

		18年度						19年度					
		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
法人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・ 不動産業	177	82	-	177	82	-	82	79	-	82	79	-
	電気・ガス・ 熱供給・ 水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・ 飲食・サー ビス業	127	153	-	127	153	-	153	312	-	153	312	-
上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
個人	213	229	-	213	229	-	229	120	-	229	120	-	
業種別計	518	464	-	518	464	-	464	512	-	464	512	-	

(注) 当会では国外への貸出を行っていないため、地域別（国内・国外）の開示を省略しています。

(3) 信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

(単位：百万円)

		18年度			19年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	—	150,921	150,921	—	147,020	147,020
	10%	—	786	786	—	760	760
	20%	8,183	567,108	575,291	9,188	599,997	609,186
	35%	—	427	427	—	326	326
	50%	26,432	523	26,955	30,091	127	30,219
	75%	—	180	180	—	75	75
	100%	9,940	68,035	77,975	7,854	74,104	81,959
	150%	—	253	253	—	313	313
	その他	—	44,357	44,357	—	62	62
自己資本控除		—	—	—	—	—	—
合 計		44,556	832,593	877,149	47,135	822,787	869,922

(注) 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定め、「適格金融資産担保付取引」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

「適格金融資産担保付取引」とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

「保証」については、非保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

「貸出金と自会貯金の相殺」については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	18年度			19年度		
	適格金融 資金担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資金担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
我が国の政府関係機関向け	—	357	—	—	357	—
地方三公社向け	—	6,873	—	—	4,421	—
金融機関及び第一種金融商品 取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	10	3,702	—	12	3,656	—
中小企業等向け及び個人向け	3	31	—	—	16	—
抵当権付住宅ローン	—	7	—	—	7	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証 券 化	—	—	—	—	—	—
上 記 以 外	—	—	—	—	—	—
合 計	13	10,972	—	12	8,466	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある2つ以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）に係る取引です。「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡し又は決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払いを行う取引です。

当会では、「リスクマネジメント要領」、「リスクマネジメントマニュアル（市場リスク・信用リスク）」において、ディーリング的取引等に係るリスク管理については以下の通りとして、ヘッジ目的以外に行うデリバティブ取引についても同様の管理としています。

保有区分を「売買目的」とする有価証券等については、運用目的を明確にするとともに、運用限度額、損失限度額、ロスカットルールを設定し管理する。

(1) 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

	18年度	19年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

(単位：百万円)

18年度	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担 保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自組合貯金	債 券	その他	
(1) 外国為替関連取引	—	3,718	—	—	—	3,718
(2) 金利関連取引	—	37,231	—	—	—	37,231
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	—	707	—	—	—	707
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	396	—	—	—	396
(7) クレジット・デリバティブ	—	1,049	—	—	—	1,049
派生商品合計	—	43,103	—	—	—	43,103
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果（△）		—	—	—	—	—
合 計	—	43,103	—	—	—	43,103

(単位：百万円)

19年度	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担 保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自組合貯金	債 券	その他	
(1) 外国為替関連取引	10	35	—	—	—	35
(2) 金利関連取引	34	34	—	—	—	34
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	21	24	—	—	—	24
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	7	8	—	—	—	8
(7) クレジット・デリバティブ	55	62	—	—	—	62
派生商品合計	130	165	—	—	—	165
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果（△）		—	—	—	—	—
合 計	130	165	—	—	—	165

- (注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし0を下回らない）をいいます。
2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

クレジット・デリバティブはファンドの中で取り組まれており、開示を省略しています。

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本

クレジット・デリバティブはファンドの中で取り組まれており、開示を省略しています。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

● リスク管理の方針及び手続の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある2以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

当会については、投資家として証券化エクスポージャーを取得しており、個別にリスク分析等を行う等、適切に管理をおこなっています。

● 信用リスク・アセットの額算出方法の名称

証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の算出については、標準的手法を採用しています。

● 証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」及び「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

● 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(1) 当社がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(2) 当社が投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

a. 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

	18年度	19年度
クレジットカード与信	—	—
住 宅 口 ー ン	—	—
自 動 車 口 ー ン	—	—
そ の 他	342	925
合 計	342	925

b. リスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	18年度		19年度	
	残 高	所要自己資本額	残 高	所要自己資本額
リスク・ウェイト20%	201	1	500	4
リスク・ウェイト50%	2	0	144	2
リスク・ウェイト100%	2	0	273	10
リスク・ウェイト350%	13	1	7	1
その他のリスク・ウェイト	106	6	—	—
自己資本控除	—	—	202	202
合 計	326	10	925	221

(注) 「その他のリスク・ウェイト」には、自己資本比率告示第 225 条第 6 項の規定により適用される裏付資産のリスク・ウェイトの加重平均値となるもの、及び自己資本比率告示附則第 13 条の経過措置により適用される上記区分以外のリスク・ウェイトとなるものが該当します。

c. 自己資本比率告示第 223 条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

	18年度	19年度
クレジットカード与信	—	—
住 宅 口 ー ン	—	—
自 動 車 口 ー ン	—	—
そ の 他	15	202
合 計	15	202

(注) 自己資本比率告示第 223 条の規定に基づき、格付により自己資本控除になるもの及び信用補完機能をもつ I / O ストリップスによる自己資本控除となった証券化エクスポージャーを記載しています。
なお、「信用補完機能を持つ I / O ストリップス」とは、証券化取引を行う法人等に原資産を譲渡する証券化取引において、原資産から将来生じる金利収入を受ける権利であって、当該証券化取引に係る他の証券化エクスポージャーに対する信用補完として利用されるよう仕組まれたもののことです。

d. 自己資本比率告示附則第 13 条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

(単位：百万円)

	18年度	19年度
自己資本比率告示附則第 13 条の適用により算出される信用リスク・アセットの額	—	—

(注) 自己資本比率告示附則第 13 条とは、平成 18 年 3 月 31 日時点で保有する証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額について、平成 26 年 6 月 30 日までの間、証券化エクスポージャーの原資産に対して新告示を適用した場合の信用リスク・アセット額と旧告示を適用した場合の信用リスク・アセット額のうち、いずれか大きい額を上限とする措置のことです。

6. オペレーショナル・リスクに関する事項

● リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。

当会では「リスクマネジメント要領」、「リスクマネジメントマニュアル（事務リスク）」において管理しています。事務リスクの定義として「役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより当会が損失を被るリスク」としており、リスクの分類として①事故（システム障害を含む）、②交通事故、③事務ミス に分けています。管理部署は総務部とし、経営に重大な影響を与える不祥事件等、コンピュータ・システム障害についてはその都度、その他の事項については必要に応じて、理事会、経営管理委員会へ報告することとしています。

● オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、「基礎的手法」を採用しております。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に15%を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用費用を加算して算出します。

7. 出資等エクスポージャーに関する事項

● 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等エクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものです。

当会では、「資産の評価および償却・引当細則」、「有価証券減損処理基準」に基づいて資産査定を行い、適切に償却を実施しています。特に、時価のある株式については「リスクマネジメント要領」、「リスクマネジメントマニュアル（市場リスク・信用リスク）」により管理を行っており、一定基準を下回る銘柄が発生した場合には、回復可能性を判断して、個別に対処方針を決定することとしています。

(1) 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	18年度		19年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	6,655	6,655	4,733	4,733
非上場	19,152	19,152	27,096	27,096
合計	25,807	25,807	31,829	31,829

(2) 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

	18年度			19年度		
	売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
上場	612	—	—	619	143	—
非上場	11	—	—	—	—	—
合計	624	—	—	619	143	—

(3) 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

	18年度		19年度	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上場	1,562	151	476	1,395
非上場	—	—	—	—
合計	1,562	151	476	1,395

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

	18年度		19年度	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上場	—	—	—	—
非上場	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

8. 金利リスクに関する事項

● リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）について、金利の変動により発生するリスクのことです。

当会においては、構成資産のうち農林中金への系統預金がかなりの運用割合を占めており、金利変動に対して柔軟な構成となっているものの、安定収益確保のため有価証券での運用を一定割合行っております。したがって、金利情勢等を踏まえた市場リスクの適切なマネジメントは必要不可欠となっております。

体制としては、ALM委員会において収支シミュレーションの実施、アロケーション方針の決定等を行い、リスク管理委員会においてモニタリング・検証を行っています。また、ALM委員会については企画管理課、リスク管理委員会についてはリスク管理課がそれぞれ主管しています。

● 金利リスクの算定方法の概要

当会では、金利リスク量の算定に当たっては分散共分散法によるVaR（信頼区間99.00%、保有期間1年）の計測を行っており、各リスクファクター間の相関を考慮し、市場統合VaRを算出しています。

算出は四半期毎に行っており、リスク管理委員会で協議のうえ、理事会へ報告しています。なお、19年度末における当会が認識する市場統合VaRは8,648百万円です。

対象資産

（資産科目）預金、貸出金、有価証券、金銭の信託、買入金銭債権

（負債科目）貯金、借入金

なお、過去5年間の計測期間において1%の確率で起こりうる金利変動（1%タイル値、99%タイル値）による金利リスク（=アウトライヤー基準に基づく金利リスク）は以下のとおりです。

（単位：百万円）

	18年度	19年度
金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	△ 6,735	△ 6,468